

議案第 46 号

議決第 号

始良市行政組織の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

始良市行政組織の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を制定したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年6月14日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市行政組織の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

（始良市行政改革推進委員会条例の一部改正）

第1条 始良市行政改革推進委員会条例（平成22年始良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条中「行政管理課」を「庁舎建設課」に改める。

（始良市行政不服審査会条例の一部改正）

第2条 始良市行政不服審査会条例（平成28年始良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条中「行政管理課」を「総務課」に改める。

（始良市複合新庁舎建設検討委員会条例の一部改正）

第3条 始良市複合新庁舎建設検討委員会条例（平成29年始良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「行政管理課」を「庁舎建設課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。